

会 議 録					
行田市教育委員会 令和6年 第6回 5月定例会					
招集年月日	令和6年5月17日(金)		開会場所	行田市産業文化会館管理棟 2A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会	5月17日(金)	午後 2時00分	教育長 渡辺 充	
	閉会	5月17日(金)	午後 2時32分	教育長 渡辺 充	
教育長	渡辺 充	教育長職務代理者	鹿山 高彦	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	渡辺 充				
2	鹿山 高彦				
3	大澤 恵子				
4	大竹 洋平				
5	大木 華子				
議 事 参 与 者			書 記		
学校教育部長	細谷 博之	書記長	岡部 将弘		
学校教育部参事	中島 淳	書記次長	上野恵美子		
生涯学習部長	中村 和則	書記	萩原 宏幸		
学校教育部次長 兼教育指導課長	石崎 昌稔				
生涯学習部次長兼図書館長 兼視聴覚ライブラリー館長	松田 正				
教育総務課長	岡部 将弘				
学校給食センター所長	飯田 勝雄				
生涯学習課長	近藤 隆洋				
スポーツ振興課長	野口 啓司				
文化財保護課長	酒井 春彦				
教育文化センター所長 兼中央公民館長	新井 大				
郷土博物館長	鈴木紀三雄				
学校教育部副参事	大野 三佳				
教育支援センター所長	篠田 豊和				

会議事件名	顛末
<p style="text-align: center;">会 議 の 進 行 状 況</p> <p>議案第36号 行田市学校運営協議会委員 の委嘱（任命）について</p>	<p>教育長 会議の公開について諮る前に、傍聴人の確認を事務局に願 いする。</p> <p>教育総務課長 本日、傍聴人は0名である。</p> <p>教育長 本日の会議日程は議案3件である。日程第2・議案第37号 は、議会案件であることから会議は非公開、議事録については 議会終了後となるので公開とし、その他の案件は公開としてよ ろしいか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長 日程に先立ち、4月定例会の会議録について事務局に報告を 求める。</p> <p>書記次長 4月定例会会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育指導課長 本案は行田市立小中学校における学校運営協議会委員の委嘱 についてお諮りするものである。 12校については、委員の任期満了により新たに任命するも</p>

		<p>のである。任期は令和6年5月20日から令和8年4月30日までとなる。</p> <p>7校については、2年任期のうち1年が経過したところで、新たな委員については、前任者の残任期間が任期となり、任期は令和6年5月20日から令和7年4月30日までとなる。</p> <p>東小学校については、委員の変更はない。</p> <p>なお、委員の選出区分は、第1号委員「保護者」、第2号委員「地域住民」、第3号委員「学校運営に資する者」、第4号委員「当該校校長」、第5号委員「当該校教職員」、第6号委員「学識経験者」であり、合わせて15名以内となっている。</p> <p>委員の年齢は、令和6年4月1日現在となっている。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 委嘱する委員について、保護者が地域住民に比べて少なく、委嘱していない学校も2校あるが、後に追加で委嘱されることはあるのか。</p> <p>教育指導課長 新たな委員が出た場合は委嘱することは可能と考える。</p> <p>鹿山委員 できるだけ保護者に参加いただくよう学校に働きかけていた だきたいと思う。</p> <p>大竹委員 複数の学校で同じ方を委嘱しているようだが複数の学校を兼務することは問題ないのか。</p> <p>教育指導課長 兼務の方は学校長であり、中学校の校長が小学校の委員に委嘱しているという場合が多いが兼務は問題ない。</p> <p>大澤委員 学校運営協議会は、学校が地域住民や保護者の方々と信頼関</p>
--	--	---

	<p>議案第38号 行田市指定文化財の指定について</p>	<p>係を深めて、学校の運営とその改善および児童生徒の健全育成に取り組んでいるが、関わる人の意欲によって、大きく左右される面もあると感じている。</p> <p>ぜひ、意識を高く持っていただいて、子供たちのために取り組んでいただければありがたいと思う。</p> <p>教育指導課長</p> <p>地域とともによりよい学校づくりを進めるという点で、学校に対し、良い部分も悪い部分も忌憚のない意見を言っていた方が良いと認識している。</p> <p>大澤委員</p> <p>協議会において、地域の権限が大きすぎるということは今までになかったのか。</p> <p>教育指導課長</p> <p>協議会では、学校長の学校運営の方針を地域に理解いただき承認いただくことが第一にある。協議会の中には、教員の配置について議題に挙がるケースもあるが、教職員の任命については市教育委員会主導で進めている。</p> <p>大木委員</p> <p>委員の総人数や選出区分ごとの人数については、各学校や地域の実情に合わせてという理解でよいか。</p> <p>教育指導課長</p> <p>委員の選出区分の中から万遍なく委嘱することが理想であるが、学校の実情や、地域の実情に応じて、学校長が中心になって進めている。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>文化財保護課長</p> <p>本案は令和5年11月定例教育委員会において文化財保護審</p>
--	-----------------------------------	--

		<p>議会に諮問した、3件の文化財調査指定について令和6年4月30日付けで、真観寺所蔵の「紺紙金泥法華経 卷第六」及び、行田市郷土博物館所蔵の「忍藩砲術師範井狩家資料」の2件については、文化財に指定すべきとの答申があったので、答申に基づき文化財指定についてお諮りするものである。</p> <p>「紺紙金泥法華経 卷第六」については、その名のとおり紺色の紙に、金泥を以って書かれた巻物であり、法華経については、仏教の経典の一つである妙法蓮華経の略称で、釈迦の晩年8年間の教えをまとめた8巻28章で構成された経典である。今回指定するものについては、8巻のうちの第6巻4章の経典のものであり、単独で真観寺に伝えられているものである。県内でも、数少ない平安時代鎌倉時代初期の法華経巻物として貴重なものであり、少なくとも130年前には、真観寺の所蔵となっていることが確認できたため、市の指定文化財に指定すべきとの答申があった。なお、指定名称については、法華経の巻第六全文の書き写しであり、民間出版歴史書籍でも、「紺紙金泥法華経」と紹介されていることから、諮問された「紺紙金泥阿弥陀経」ではなく「紺紙金泥法華経 卷第六」の名称で文化財を指定すべきと答申されているところである。</p> <p>次に「忍藩砲術師範井狩家資料」については、代々藩鉄砲役を務めた井狩家の古文書、絵画、書籍等の資料158件である。</p> <p>江戸時代の忍藩の砲術の様相を伝える貴重な資料であり、文書と絵図の両面から具体的な砲術の技術や訓練の様子がうかがえる稀有な資料といえる。また、資料の中には、埼玉古墳群の鉄砲山古墳の発掘調査で検出された日本で唯一の角場、角場については鉄砲の射撃練習所であるが、その遺構である忍藩埼玉村角場での砲術訓練の様子を描いた絵図や、訓練の記録を記した古文書が含まれており、発掘調査の成果と、文献資料をあわせて角場の様子を解明することができる点でも歴史的価値が高い資料であることから市指定文化財の指定に値するとの答申があった。なお、指定名称については、本資料の中核となるのが、忍藩の砲術関連の資料であり、砲術形状図式など、重要な絵図資料や砲術関係の書籍が一定量存在していることから、諮問された「井狩家文書」ではなく、本資料の歴史的価値を明確に示す「忍藩砲術師範井狩家資料」の名称がふさわしく、文化財としての分類を、古文書ではなく、歴史資料とすべき、数量についても、一括ではなく、件数を明記すべきとの答申がなされている</p>
--	--	--

	<p>議案 37 号 行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例について</p>	<p>ところである。 なお、文化財の調査指定について諮問した真観寺の「鰐口」については、今回は指定を見送るべきとの答申があったので、今回は見送りとする。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 井狩家資料について、数量について一括でなく 158 件と明記と書かれているが、一括の場合と、件数を示す場合で違いが出るのか。</p> <p>文化財保護課長 今回のものについては、絵図、書籍、古文書等があり、そういったものを明確に表すべきということで、一括ではなく、資料の件数を示すということで提案いただいたためである。</p> <p>大竹委員 埼玉古墳群の鉄砲山古墳について、当時は鉄砲の練習場に使われていたとのことだが、古墳はどのように取り扱われていたのか。</p> <p>郷土博物館長 古墳については、当時も墓であることの認識があったが、砲術訓練をする上で立地的に適していたと考えられる。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>これより非公開とする。</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>生涯学習課長 本案は市民の芸術文化活動の振興を図ることを目的に、現在、入館料を徴収して運営している産業文化会館 1 階のアートギャ</p>
--	--	---

		<p>ラリーについて、新たに貸し出し施設として一般の方の利用を可能とするため所要の改正を行うものである。</p> <p>第4条は、会館とは別に設けていたギャラリーの休館日の規定を廃止し、会館の休館日と合わせるものである。</p> <p>第6条第5項は、ギャラリーでの物品の販売、その他、商行為を禁止するものである。</p> <p>第8条は、ギャラリーの使用料について規定するものであり、1日あたり5,240円とするものである。</p> <p>第11条第1項ただし書きは、第8条の規定により使用料が納付された場合は、入館料を徴収しない旨を定めるものである。</p> <p>附則について、第1項は施行期日を令和6年9月1日とするものである。第2項はギャラリーの利用に係る準備行為について、この条例の施行日前においても可能とするものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 物品の販売等商行為ができず、利用料を1日あたり5240円取っていくとのことだがどのような利用を想定しているのか。</p> <p>生涯学習課長 貸館としての利用を想定している。例えば、展示するための場所として貸し出すことを想定している。</p> <p>鹿山委員 その使用者は来場者から入館料を徴収できないということによいか。</p> <p>生涯学習課長 あくまでも場所を借りて展示をするための施設ということで、そこで料金を徴収したりすることはできない。</p> <p>鹿山委員 どのような利用者が想定されるのか。</p>
--	--	---

		<p>生涯学習課長</p> <p>想定される利用者としては、絵画とか写真とかを扱ってる団体等が自分たちの作品の展示場所として利用することなどが挙げられる。</p> <p>大木委員</p> <p>今現在も絵画展を行っているが、活用のされ方が今と変わっていくのか。</p> <p>生涯学習課長</p> <p>現在行われているのは、指定管理者であるいきいき財団が、この産業文化会館で所蔵している絵画を主に展示し、入館料をとる施設として運営している。今後は外部に一般開放という形で貸し出すスペースとして活用していく形になる。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長</p> <p>以上で本日の定例会を閉会とする。</p>
--	--	---

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項

- 1 次回定例会開催予定日 令和6年6月21日（金） 午後2時00分
行田市産業文化会館管理棟 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員